

## 定款、定款細則、代議員選任細則 変更のお知らせ

取り消し線を削除・アンダーライン部分を追加

(2016年6月8日)

### 【定款の変更】

#### 第7条

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、これを援助する個人、又は団体。

なお、次の権利を有する。

・本会の発行する機関誌、学術刊行誌の配布を受けることができる。

・本会ホームページの会員専用ページを閲覧することができる。

### 【定款細則の変更】

第2条 入会を希望するものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。入会申込にあたっては代議員1名の推薦を必要とする。

#### 第3条

2 名誉会員は理事会及び総会に出席し、意見を述べる事が出来るが、表決に加わることは出来ない。ただし、代議員である名誉会員については、総会での表決に加わる事ができる。

#### 第6条

2 副理事長は理事長が指名する。

3 理事長、副理事長の任期は、選任後2年以内に終了する事業のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 理事長の再任は妨げない。ただし、原則としてその任期期間は連続して4年を超えないものとする。

#### 第9条

2 委員会の委員長は理事長が指名する。

3 委員長及び委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、本細則第9条2によって次期委員長が指名されるまでその事業を継続する。

24 委員会の決定は、理事長または、理事会の承認を経て実行に移される。

### 【代議員選任細則の変更】

第12条 (2) 現役員又は現代議員5名の推薦書。ただし、現代議員は過去の推薦履歴をもってこれに代える。

第14条 この選挙は、郵送方式あるいはインターネットを用いた方式により実施し、投票は無記名投票とする。

第15条 事務長は投票期間中に 郵送 提出された投票用紙を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。